

[事案 22-115] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 23 年 6 月 29 日 裁定終了

<事案の概要>

銀行を通じ変額個人年金に加入した際、銀行員の説明不十分のため定期預金のようなものと誤信して契約をしたとして、契約を取消し一時払保険料の返還を求め申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 17 年 9 月、定期預金の満期更新で銀行の支店を訪問した際、銀行員（募集人）から、「定期預金より有利なものがある」と勧められ、2 件の変額年金保険（保険料一時払）に加入した。しかし、それは下記のとおり、募集人の説明不十分により、契約内容を理解しないまま、定期預金のようなものと誤信して契約したものである。

2 つの変額年金保険を取り消して、払い込んだ保険料を返還して欲しい。

- (1) 契約時に十分な説明がなかった。本来、契約前にもらうべきパンフレット等資料をもらっておらず、契約内容を十分に理解できなかった。（説明義務違反）
- (2) 従来、当該銀行では定期預金しか取引がなく、リスクがあるような保険、金融商品は契約したことがなかった。また、知識もなく、定期預金と同じような商品と思って契約した。（適合性の原則違反）
- (3) 年金を 15 年間受け取るには、その前の 10 年間の運用期間を合わせると、100 歳を超えるまで生きなければならないことになる。平均寿命を考えると、私の年齢でそのような商品を契約させること自体がおかしい。（信義則、公序良俗違反）

<保険会社の主張>

募集銀行へ確認した結果では、下記のとおり、申立人の主張する事実を確認することはできなかったため、申立人の請求に応じることはできない。

- (4) 募集人は、パンフレット及び「特に重要なお知らせ／ご契約のしおり・約款」を用いて、1 時間程度をかけ商品説明を行い、これらの書類も交付した。申立人は申込時に「お客さま情報のお取扱いについて」で契約を申し込む保険会社を丸で囲み、保険会社名を確認している。
- (5) 申立人は、他の金融機関で投資信託等のリスクのある金融商品への投資経験があった。定期預金のようなものと誤認せずに保険であると認識されていたからこそ、死亡保険金受取人の指定も含め 2 件分の「保険契約申込書兼告知書」に自署し押印したものと史料する。
- (6) 申立人のニーズは、「ゆくゆくは子供に渡したい」ということで、長期で預ける商品であるので、募集人は、保険の概要説明を行い、事前同意書を徴求した上で、当時の商品ラインナップの中で本商品を案内している。契約時の年齢で契約させること自体がおかしいとの主張は、「ゆくゆくは子供に残したい」というニーズを考えた場合、説得性を持たない。申立人の契約当時の年齢男性に対して本件保険契約を締結させること自体が

信義則または公序良俗違反であるとは考えていない。

＜裁定の概要＞

裁定審査会では、申立人および相手方会社から提出された書面や事情聴取に基づき審理の結果、下記のとおり、本件申立内容は認めることはできないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条により、裁定書にその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

1. 不利益事実の不告知の主張について

下記により、募集人が申立契約を勧誘するに際し、不利益となる事実を告げなかったとは認められず、不利益事実の不告知（消費者契約法 4 条 2 項）による取消しを認めることはできない。

- (1) 申立人は、契約が年金受取のみならず、死亡時には死亡保険金を受取ることができる商品であることは理解していた。
- (2) 変額個人年金保険について、パンフレット等の資料なしに説明することは困難と言わざるを得ず、申立人の供述以外に募集人が、パンフレット等の資料を使用し、その内容に則した一通りの説明を行ったと認めることができる。
- (3) 募集人が使用したと認められるパンフレットには、勧誘商品が変額年金であることが目立つ大きな文字で記載されている。元本保証についてはその旨の記載はなく、死亡保険金や年金受取総額は元本相当額が最低保証され、7 年未満の解約には解約控除が適用される旨が記載されており、イメージ図は、資産残高は変動し、元本を下回ることがあり得ることが判るように描かれている。
- (4) 上記のようなパンフレット等の資料の内容からすると、募集人は、申立契約は変額個人年金保険であって、年金受取期間は 10 年の運用期間経過後 15 年間であること、死亡保険金や年金受取総額について元本相当額が最低保証されているものの、元本保証はないこと等の重要な事項について、特段の事情がない限り、パンフレット等の資料に則した説明をしたと考えられる。

2. 錯誤の主張について

申立人は、申立契約を定期預金のようなものと誤信したと主張するが、認定事実からすると、申立人に錯誤の存在を認めることは困難である。

仮に錯誤が認められ、それが要素の錯誤に該当するとしても、申立人が自署した各書面によれば、申立契約は変額個人年金保険であって、定期預金のようなものでないことは容易に知りうる場所であるから、申立人には、錯誤に陥ったことにつき重大な過失があったと言わざるを得ず、申立人から無効を主張することはできない（民法 95 条ただし書）。

3. 信義則違反または公序良俗違反の主張について

申立契約は、年金受取のみならず死亡時には死亡保険金を受取ることができる商品であり、申立人は事情聴取において、申立人死亡時に、二人の子が死亡保険金として受

取ることも目的として、申立契約に加入していることを認めている。こうした申立人の投資目的や、事情聴取で明らかになった申立人の投資知識や経験、また資産の状況からすると、仮に、申立人が年金として受領を終えるのが困難であるとしても、申立契約が、申立人に適合しない商品であると認めることはできず、信義則または公序良俗に違反するとはいえない。